

**熊本県公告第350号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき平成14年11月11日に提出された届出に対し、同法第8条第1項の規定により本渡市から、同法第8条第2項の規定により本渡市内に居住する者から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年5月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
本渡ショッピングセンター  
熊本県本渡市亀場町食場740ほか
- 2 市町村意見の概要
  - (1) 隣接する天草地域医療センターに入院加療中の患者の健康に影響を及ぼすことのないよう十分配慮すること。
  - (2) 夜間の照明については、近隣の農作物に悪影響を与えないよう配慮すること。また、農業者等から相談があった場合は、誠意をもって対応すること。
- 3 市町村の区域内に居住する者からの意見の概要
  - (1) 深夜までの営業時間延長により、自動車その他の騒音や照明による安眠妨害、また、深夜に集まる人々の溜まり場になりやすく、特に高校生や中学生の深夜徘徊や周辺の治安悪化が心配される。
  - (2) 当該地区は、市都市計画マスタープラン全体構想（案）において、主要河川（亀川）に沿った亀川筋として、その特性にふさわしい環境を保全し、整備する区域とされており、これ以上の営業時間延長には反対である。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局振興調整室  
平成15年5月23日から平成15年6月22日まで

**熊本県公告第351号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成15年5月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ファッションセンターしまむら大津店  
熊本県菊池郡大津町引水字前鶴200
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎  
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
- 3 大規模小売店舗を新設する日  
平成16年1月3日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,283平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
62台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
36台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
149平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
44立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後8時15分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 7 届出年月日  
平成15年5月2日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局振興調整室  
平成15年5月23日から平成15年9月22日まで